遺贈に関する Q&A をまとめました。詳細については弁護士・司法書士・信託銀行・公証役場等の専門家、専門機関にご確認ください。

## Q: 自筆による遺言と公正証書による遺言の特徴は何ですか

A: 自筆による遺言とは、自分でその全文、日付、氏名を自書する遺言書です(財産目録についてはその限りではありません。公正証書による遺言とは、公証役場の公証人に遺言内容を伝え、公証人がその内容で作成する公正証書です。

自筆による遺言は費用がかからず手軽に作成できますが、家庭裁判所で検認の手続きが必要になります※。また、専門家の確認が無いため遺言書の要件を満たしていない等により無効になることがあります。

※2020 年 7 月から法務局で自筆による遺言を保管する制度が始まります。この制度を利用すると検認が不要になります。

## Q:公正証書による遺言の作成費用はいくらですか

A:遺言書に記載した金額に応じて受遺者ごとに発生します。例えば3000万円以下なら23,000円となり、5,000万円以下なら29,000円となります。総額が1億円以下の場合は、遺言加算があり、11,000円が加算されます。その他、用紙代(数百円から数千円)、証人の依頼をする場合はその日当がかかります。詳しくは公証役場へお問い合わせください。

(金額は令和元年9月1日現在)

## Q:財産の全てを寄付することができますか(遺留分制度とは何ですか)

A:遺言書等で全額寄付を指定することは可能です。ただし民法で定められている一定の相続人(配偶者・子、場合により孫・親など)には最低限度保証された部分(遺留分)があります。その相続人が、遺留分を取り戻す請求(遺留分減殺請求)をすると、仮に遺言で全額寄付を指定していても遺留分が優先されます。詳細については弁護士・司法書士・信託銀行などの専門家に相談されることをおすすめします。なお、兄弟姉妹および甥・姪には遺留分はありません。

## Q:団体 A に「財産の半分を寄付」「遺留分以外を寄付」といった事は出来ますか

A:財産の割合を指定して遺贈することを「包括遺贈」といいます。この場合、借金も定められた割合で引き継ぐことになります。一方「団体Aに 100 万円を寄付する」のように遺贈するものや金額を明確にするものを「特定遺贈」と言います。特定遺贈に比べて、包括遺贈は、受け付けていない団体も多くありますので、事前に確認が必要です。

「横浜の福祉」であれば社会福祉協議会以外への寄付もご相談ください(無料です)

電 話:045-201-8620

メール: yvc@yokohamashakyo.jp

横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター内

寄付と遺贈の相談窓口